

## 年金 口座振替がお得です 国民年金保険料の下期を前納できます

国民年金の保険料には、一定期間の保険料をまとめて納めることができる前納制度があります。前納すると保険料が割引になります。

現金での納付を希望する人は、「国民年金保険料納付案内書」に付いている「下期」の納付書（平成22年10月～平成23年3月の6カ月分をまとめて納付するときを使用）により、平成22年11月1日までに納めてください。

また、口座振替で6カ月分の保険料を前納すると、さらにお得です。口座振替で保険料の前納を希望する人は、8月末日までに金融機関または年金事務所へお申出ください。お申出の際には、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）をご持参ください。

なお、保険料を前納した期間中に、就職して厚生年金に加入するなどの理由により国民年金保険料を納める必要がなくなった場合には、それ以降の期間の

保険料は還付されます。※6カ月分の保険料を前納する場合は割引額は次のとおりです。

口座振替で前納する場合	現金で前納する場合	毎月現金で納める場合
89,570円 (1,030円割引)	89,860円 (740円割引)	90,600円

詳しくは年金事務所へお問合せください。

▼問合せ先 渋川年金事務所  
国民年金課 ☎22・1607

## 募集 国民健康保険 健康ポスターコンクール作品募集

国民健康保険では、県内の小学生および中学生を対象とした健康ポスターを募集しています。

▼応募資格 県内在住・在学の小学生および中学生

▼用紙 四つ切（縦54センチメートル×横38センチメートル）で、紙質は自由。なお、用紙の使用方法は縦横どちらでも可。

▼手法および色彩 自由

▼図案 標語例のように健康づくりを題材として考えた標語と標語に合う図案。なお、標語はオリジナルでも標語例をそのまま使っても可。

▼標語例  
・自分でつくるう自分の健康

・願いはひとつ健康家庭

・良い汗かいて健康づくり  
・なんでも食べて元気な体

▼応募点数 一人1点とし、自分で創作した未発表の作品。

▼応募先 役場健康福祉課保険室または群馬県国民健康保険団体連合会

▼応募締切 9月17日（金）

▼著作権 入選作品の著作権は、主催者に移転します。

▼応募上の注意 応募作品の裏面右下に、氏名（ふりがな）、年齢、性別、学校名および学年を記入。

▼問合せ先 群馬県国民健康保険団体連合会事業企画課  
☎027・290・1325

## 吉岡中学校吹奏楽部 定期演奏会

吉岡中学校吹奏楽部では、第14回定期演奏会を開催します。町民の皆さまのご来場をお待ちしています。

- ▶期 日 8月13日（金）
- ▶時 間 午後1時開場  
午後1時30分開演
- ▶場 所 文化センター
- ▶入場料 無料
- ▶問合せ先 吉岡中学校  
☎54・3213

## 今月の納税

住民税・・・2期  
国民健康保険税・・・2期  
介護保険料・・・2期  
後期高齢保険料・・・2期

納期限 8月31日(火)

便利で確実な口座振替も利用できます

## 人権擁護委員に委嘱

7月1日付で石関義雄さん(南下)が人権擁護委員に任命されました。

また、小林治克さん(小倉)が任期満了により退任となりました。長年にわたり活躍いただきありがとうございます。

人権擁護委員の主な仕事は、

地域の皆さんから人権相談を受けたり、人権について広く関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりすることです。お気軽にご相談ください。

## 第5次吉岡町総合計画基本構想骨格案に対するパブリックコメントの実施

町では、第5次吉岡町総合計画基本構想骨格案の策定を行いました。総合計画は10年間という長期計画であり、町の最上位計画に位置づけられています。計画策定において、町民の皆さまから幅広い意見をいただくため、パブリックコメントを実施します。

策室窓口(町ホームページからご覧になれます。)

※パブリックコメントとは町で定める基本的な計画や施策の立案に当たり、町民の皆さんに事前に内容または素案を公表して意見を求め、ご提出いただいた意見を踏まえながら町の最終意思を決定する制度。

▼期間 8月20日(金)まで  
▼提出方法 氏名または名称、ご住所、電話番号を明記のうえ、郵便、FAX、電子メールなど記録として残る方式でご提出ください。

▼閲覧場所 役場総務政策課政

▼問合せ先 役場総務政策課政  
策室 ☎54・3111(内線127)

## 株式会社エヌシーぐんまの商品券をお持ちの人へのお知らせ

株式会社エヌシーぐんま(群馬県前橋市)が破産手続開始の決定を受けたため、使用できなくなった同社発行の商品券をお持ちの人は、前払式証券の規制等に関する法律に基づき同社が供託した発行保証金から還付を受けることができますので、還付を希望する人は権利の申出を行ってください。

▼申出受付期間 8月31日(火)まで

【郵送での申出の場合の受付場所・照会先】

関東財務局理財部金融監督第5課(〒330-09716 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館) ☎048・600・1152

【直接申出の場合の受付場所・照会先】

▼受付場所 前橋財務事務所理財課(前橋市大手町2-10-15 前橋地方合同庁舎) ☎027・221・4491

▼受付時間 午前9時~午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く

※申出には所定の申出書、商品

券などが必要です。具体的な申出方法については照会先にお問合せください。

### ▼注意事項

1. 申出受付期間経過後の受付は、一切できませんのでご注意ください。

2. 発行保証金からの還付は、申出金額未滿となります。

①株式会社エヌシーぐんまが法令に基づき供託した発行保証金の範囲内で還付をします。

②還付手続きに必要な官報公示費用などは、法令により還付を受ける人の負担となりますので、この費用を差し引いた金額が最終的に受け取る金額(還付金額)となります。

